

## 1. 鯖江市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化および地域における旅客運送等について協議するため鯖江市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画および同法第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画(以下「計画等」という。)の作成に関する協議および計画等の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議すること。

(組織)

第3条 協議会は、市長および次に掲げる委員30人以内をもって組織する。

- (1) 関係する活性化再生法第2条第2項の公共交通事業者等およびその組織する団体の代表者
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
  - (3) 道路管理者
  - (4) 計画等に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
  - (5) 公安委員会および福井県警察の代表者
  - (6) 住民または利用者の代表者
  - (7) 学識経験者
  - (8) 福井県知事の指名する職員
  - (9) 国土交通省中部運輸局福井運輸支局長またはその指名する者
  - (10) 鯖江市職員
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が協議会の運営上必要と認める者
- 2 前項各号に掲げる委員は、市長が委嘱または任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(鯖江市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 鯖江市地域公共交通会議設置要綱(平成19年9月26日制定)は、廃止する。

## 2. 鯖江市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鯖江市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、鯖江市地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福井県鯖江市西山町13番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画および地域公共交通再編実施計画（以下「計画等」という。）の策定および変更の協議に関すること。
- (2) 計画等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画等に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (5) 市営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は鯖江市長をもって充て、副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、会議の議長となる。
- 3 座長は、会長が委員の中からこれを指名する。
- 4 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が議長にあたる。
- 5 会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 会議の議事は出席委員（前項に規定する代理人を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1号および第3号に掲げる事項において、議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上で決する。
- 8 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 9 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項および道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に基づく証明は、別記様式によるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項について協議もしくは調整するため、または協議会で協議すべき軽微な事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を審議または決定するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 前項の規定により審議または決定した事項について、幹事会は次の会議において、これを協議会に報告しなければならない。

3 幹事会の構成員は、要綱第3条に定める委員の中から会長が指名する。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査および検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、要綱第3条に定める委員およびその他協議会が必要と認める者をもって構成する。

3 分科会は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者に対して、資料を提出させ、または協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、事務局に事務局長および事務局員を置く。

2 事務局長は、鯖江市総務部総合交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、鯖江市総務部総合交通課職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 鯖江市からの負担金

(2) 国からの補助金

(3) その他の収入

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置き、要綱第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 鯖江市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日)

要綱による区分	委 員		
	団体名等	役 職	氏 名
学識経験者	福井大学	大学院教授	川上 洋司
関係する活性化再生法第2条第2項の公共交通事業者等およびその組織する団体の代表者	鯖江高速観光(株)	代表取締役	山本 猛夫
	鯖江交通(株)	代表取締役	上田 正樹
	越前観光(株)	課長	仲保 政代
	つつじ(株)	代表取締役	清水 康弘
	鯖江地区ハイヤータクシー業会		相馬 宏
	福井鉄道(株)	社長	村田 治夫
	社団法人福井県バス協会	専務理事	野本 章夫
	J R 西日本金沢支社	鯖江駅長	寺田 修
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	福井県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	為沢 和憲
住民または利用者の代表者	鯖江市市区長会連合会	副会長	笠嶋 文夫
	鯖江市老人クラブ連合会	会長	山下 忠
	鯖江市連合女性会	幹事	加藤 芳恵
	福井工業高等専門学校	機械工学科 教授	藤田 克志
	福井県立鯖江高等学校	教諭	牧野 敏郎
	福井県立丹南高等学校	教諭	齋藤 秀樹
	鯖江商工会議所	専務理事	孝久 治宏
	鯖江観光協会	会長	高橋 光雄
市長が協議会の運営上必要と認める者	鯖江市交通対策協議会	鯖江市交通指導員会長	品川 憲三
国土交通省中部運輸局福井運輸支局長またはその指名する者	国土交通省中部運輸局福井運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	岡田 英雄
	国土交通省中部運輸局福井運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	畑 憲治
公安委員会および福井県警察の代表者	鯖江警察署	交通課長	西山 晋太郎
福井県知事の指名する職員	福井県総合政策部交通まちづくり課	課長	猪嶋 宏記
道路管理者	福井県丹南土木事務所 鯖江丹生土木部管理用地課	主任	吉田 佐貝
鯖江市長	鯖江市	市長	牧野 百男
鯖江市職員	鯖江市	商工政策課長	青山 英彦
	鯖江市	都市計画課長	渡辺 俊之
道路管理者	鯖江市	土木課長	塚本 一浩

オブザーバー	福井市都市戦略部地域交通課	課長	野村 康人
	越前市企画部まちづくり・総合交通課	課長	藤原 義浩
	越前町企画財政課	課長	畑 雅樹

事務局	鯖江市総務部総合交通課	課長	西川 法昭
		課長補佐	近藤 友英
		課長補佐	酒井 和則
		主任	白崎 健治

#### 4. 策定経緯の概要

##### <平成 27 年度>

名 称	年 月 日	主な協議事項等
第 1 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 27 年 4 月 3 日 (金)	副会長の互選、座長、幹事の指名、協議会事業計画、予算等
第 2 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 27 年 5 月 21 日 (木)	平成 27 年度補正予算 調査業務委託プロポーザル
第 3 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 27 年 7 月 17 日 (金)	計画の構成、市民意向の把握
公共交通に関する市民アンケート調査	平成 27 年 8 月 5 日 (水) ～平成 27 年 8 月 21 日 (金)	市民の日常生活における移動状況、公共交通利用状況調査
関係団体等ヒアリング調査	平成 27 年 8 月～9 月	協議会委員を対象とした公共交通に関するヒアリング調査
「歴史の道線」沿線住民アンケート調査	平成 27 年 8 月～9 月	つつじバス「歴史の道線」沿線住民の利用意向調査
高校生通学ルート調査	平成 27 年 9 月～10 月	高校生の通学、帰宅時の利用交通手段、時間等の実態調査
第 4 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 27 年 10 月 5 日 (月)	アンケート調査結果を踏まえた問題・課題の整理
第 5 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 27 年 11 月 12 日 (木)	計画の基本方針、計画目標
第 6 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 27 年 12 月 17 日 (木)	計画案全般
パブリックコメント	平成 28 年 1 月 15 日 (金) ～平成 28 年 1 月 28 日 (木)	計画案に対する市民意向の把握
第 7 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 28 年 2 月 18 日 (木)	計画案全般
第 8 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 28 年 3 月 25 日 (金)	計画案全般

##### <平成 28 年度>

名 称	年 月 日	主な協議事項等
第 1 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 28 年 8 月 5 日 (金)	福鉄バス 鯖浦線、南越線の市内延伸
第 2 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 28 年 10 月 24 日 (月)	つつじバス路線・ダイヤ変更計画修正案
第 3 回鯖江市地域公共交通活性化協議会	平成 28 年 12 月 2 日 (金)	つつじバス路線・ダイヤ変更計画修正案

## 5. 市民意向に関するアンケート等の調査票

### (1) 市民アンケート調査

# 鯖江市 公共交通に関するアンケート

## アンケートのご協力をお願い

公共交通は、高齢者や高校生など自らの移動手段を持たない人たちにとって、欠くことのできない「生活の足」といえます。しかし、近年の過度な自家用車への依存や人口減少などを背景として、公共交通の利用者は減少傾向にあります。

このような状況の中、鯖江市では誰もが安心して住み続けることができ、自信と誇りの持てる自主自立のまちづくりを進めるとともに、効率的で利便性が高く、将来にわたって継続できる公共交通の利用環境づくりを進めるため、アンケート調査を実施することになりました。

このアンケートでは、市民の皆さんの日常生活での外出の実態や公共交通の利用状況、公共交通のあるべき姿についてのお考えなどをお聞きします。調査結果は、鯖江市全体や各地域の公共交通を検討する上での材料として活用します。

アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、このアンケートを通じて、自家用車や公共交通の利用についてご家族の話題としていただければ幸いです。

平成 27 年 8 月

鯖江市地域公共交通活性化協議会  
会 長 牧 野 百 男

### ご記入に当たっての注意事項

- このアンケートは、市内在住の 15 歳以上の方から無作為に抽出した 2,000 人の方とその同居のご家族の方(15 歳以上)を対象としています。宛名のご本人を含めて 4 名まで回答できます。  
5 名以上のご家族の場合は、運転免許をお持ちでない方や交通に不便を感じていらっしゃる方を優先してご回答ください。
- アンケートは、統計的に処理し、目的以外に使用することはありません。
- アンケートの回答は、各設問の該当する回答欄にボールペンなどで記入してください。
- アンケートにご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れていただき(切手不要)、

平成 27 年 8 月 21 日 (金) までにご投函ください。

調査に関する  
問い合わせ先

鯖江市総務部総合交通課  
TEL (0778) 53-2243 FAX (0778) 51-8155  
E-mail SC-SogoKotsu@city.sabae.lg.jp

以下の各設問にお答えいただき、右ページの回答欄に記入してください。

問1. あなたの同居のご家族は何人ですか。また、そのうち、15歳以上の方は何人ですか。具体的な人数を回答欄に記入してください。（※宛名のご本人を含む）

問2. あなたのお住まいの住所について、記入例を参考にして、記入してください。（※番地は不要です）

**※以下の設問は、宛名のご本人とその同居のご家族の方、それぞれ別々にお答えください。**

問3. あなたの性別について、当てはまるものの番号を回答欄に記入してください。

- ① 男性                      ② 女性

問4. あなたの年齢について、当てはまるものの番号を回答欄に記入してください。

- ① 10歳代      ② 20歳代      ③ 30歳代      ④ 40歳代      ⑤ 50歳代  
⑥ 60～64歳    ⑦ 65～74歳    ⑧ 75歳以上

問5. あなたの職業または就業について、当てはまるものを1つ選び、回答欄に番号を記入してください。

- ① 高校生                      ② 学生（高校生以外）                      ③ 会社員・公務員      ④ 自営業  
⑤ 専業主婦・主夫              ⑥ パート・アルバイト                      ⑦ 無職                      ⑧ その他

問6. あなたは、自動車や原付、バイクの運転免許をお持ちですか。当てはまるものを1つ選び、回答欄に番号を記入してください。

- ① 自動車の普通免許（原付含む）を持っている  
② バイクの免許（普通二輪、大型二輪）を持っている  
③ 自動車とバイクの免許の両方を持っている  
④ 原付の免許のみを持っている  
⑤ 免許を持っていない（免許返納含む）

問7. あなたは、自由に使える交通手段をお持ちですか。当てはまるものをすべて選び、回答欄に番号を記入してください。

- ① 自家用車（自分で運転）                      ② 自家用車（家族が運転）                      ③ 原付、バイク  
④ 自転車    ⑤ なし

## 回 答 欄

		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
問1	同居の 家族の 人数	<b>3人</b> そのうち15歳以上 <b>2人</b>	人 そのうち15歳以上 人			
問2	住 所	<b>西山 町</b>				
問3	性 別	①				
問4	年 齢	①				
問5	職 業	①				
問6	運転免許	①				
問7	自由に 使える 交通手段	① ③				



## 回 答 欄

問8 通勤・通学		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
1.	通勤・通学の有無	①				
2.	(1) 住所、施設名	市内 桜町				
	(2) 利用交通手段	④ ⑦				
	(3) 頻度	①				
	(4)	自宅を出る時刻	8:00			
帰宅する時刻		18:00				

問9 通院		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
1.	通院の有無	①				
2.	(1) 施設の名称	〇〇 病院				
	(2) 利用交通手段	⑤ ⑦				
	(3) 頻度	①				
	(4)	自宅を出る時刻	9:00			
帰宅する時刻		12:00				



## 回 答 欄

問 10 買い物		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
1.	買い物の有無	①				
2.	(1) 施設の名称	スーパー 〇〇店				
	(2) 利用交通手段	④ ⑦				
	(3) 頻度	①				

問 11 その他		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
1.	外出の有無	①				
2.	(1) 施設の名称	〇〇 会館				
	(2) 利用交通手段	⑤ ⑦				
	(3) 頻度	①				

## ○公共交通の利用状況についてお聞きします。

問 12. あなたは、最近1年間で下記の公共交通をどの程度利用しましたか。当てはまるものを選んで、回答欄に番号を記入してください。

### ●小松空港

利用頻度	①月に1、2回 ②2、3か月に1回 ③1年で数回 ④数年に1回 ⑤利用していない
主な利用目的	①旅行 ②ビジネス ③その他(回答欄に具体的に記入してください)
空港までの手段 (複数選択可)	①自家用車 ②JR ③福井鉄道福武線 ④空港連絡バス ⑤つつじバス ⑥タクシー
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

### ●JR北陸線

利用頻度	①週5日以上 ②週に2、3日 ③月に数日 ④1年で数日 ⑤利用していない
主な利用目的	①旅行 ②ビジネス ③通勤・通学 ④その他私用(回答欄に具体的に記入してください)
駅までの手段 (複数選択可)	①自家用車 ②福井鉄道福武線 ③つつじバス ④タクシー ⑤自転車 ⑥徒歩
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

### ●高速バス

利用頻度	①週5日以上 ②週に2、3日 ③月に数日 ④1年で数日 ⑤利用していない
主な利用目的	①旅行 ②ビジネス ③通勤・通学 ④その他私用(回答欄に具体的に記入してください)
乗場までの手段 (複数選択可)	①自家用車 ②福井鉄道福武線 ③つつじバス ④タクシー ⑤自転車 ⑥徒歩
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

### ●福井鉄道福武線

利用頻度	①週5日以上 ②週に2、3日 ③月に数日 ④1年で数日 ⑤利用していない
主な利用目的	①通勤・通学 ②通院 ③買い物 ④その他私用(回答欄に具体的に記入してください)
駅までの手段 (複数選択可)	①自家用車 ②福井鉄道福武線 ③つつじバス ④タクシー ⑤自転車 ⑥徒歩
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

### ●福鉄バス(鯖浦線、福浦線)

利用頻度	①週5日以上 ②週に2、3日 ③月に数日 ④1年で数日 ⑤利用していない
主な利用目的	①通勤・通学 ②通院 ③買い物 ④その他私用(回答欄に具体的に記入してください)
バス停までの手段 (複数選択可)	①自家用車 ②福井鉄道福武線 ③つつじバス ④タクシー ⑤自転車 ⑥徒歩
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

### ●つつじバス

利用頻度	①週5日以上 ②週に2、3日 ③月に数日 ④1年で数日 ⑤利用していない
主な利用目的	①通勤・通学 ②通院 ③買い物 ④その他私用(回答欄に具体的に記入してください)
バス停までの手段 (複数選択可)	①自家用車 ②福井鉄道福武線 ③つつじバス ④タクシー ⑤自転車 ⑥徒歩
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

### ●タクシー(鯖江市内発着)

利用頻度	①週5日以上 ②週に2、3日 ③月に数日 ④1年で数日 ⑤利用していない
主な利用目的	①通勤・通学 ②通院 ③買い物 ④その他私用(回答欄に具体的に記入してください)
満足度	①とても満足 ②やや満足 ③ふつう ④やや不満 ⑤とても不満

## 回 答 欄

問 12 公共交通 の利用状況		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
小松空港	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	交通手段	①				
	満足度	①				
JR 北陸線	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	交通手段	③ ⑤				
	満足度	①				
高速バス	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	交通手段	①				
	満足度	①				
福井鉄道 福武線	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	交通手段	③ ⑤				
	満足度	①				
福鉄バス (鯖浦線、 福浦線)	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	交通手段	⑤ ⑥				
	満足度	①				
つつじ バス	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	交通手段	⑥				
	満足度	①				
タクシー	利用頻度	①				
	利用目的	①				
	満足度	①				

問 13. 本年 3 月北陸新幹線は金沢駅まで開業しました。福井県においても平成 34 年度の敦賀開業に向けて整備が進められています。鯖江市には新幹線駅が設置されないため、最寄駅は、既存の福井駅または新設の南越駅(仮称)になります。

また、北陸新幹線敦賀開業後、JR北陸線(敦賀一金沢間)は、JR西日本から経営分離され、「並行在来線」として、新会社に運営を委ねられることになり、大阪、名古屋方面への乗り継ぎは敦賀駅になります。

そこで、福井駅、南越駅(仮称)、敦賀駅の各駅を利用するときの交通手段について、お聞きします。お考えに近いものを 1 つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- |             |        |               |           |       |
|-------------|--------|---------------|-----------|-------|
| (1) 福井駅     | ① 自家用車 | ② 並行在来線(現 JR) | ③ 福井鉄道福武線 |       |
|             | ④ タクシー | ⑤ その他         |           |       |
| (2) 南越駅(仮称) | ① 自家用車 | ② バス(新設)      | ③ タクシー    | ④ その他 |
| (3) 敦賀駅     | ① 自家用車 | ② 並行在来線(現 JR) | ③ タクシー    | ④ その他 |

問 14. 北陸新幹線敦賀開業後、JRから経営分離される「並行在来線」についてお聞きします。

(1) 並行在来線には、どのような運行を期待しますか。特に重要だと思われるものを 1 つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① 通勤、通学の時間帯の利便性の確保
- ② 昼間の利便性の確保
- ③ 福井駅での新幹線との乗り継ぎ利便性の確保
- ④ 敦賀駅における特急との乗り継ぎ利便性の確保
- ⑤ その他(具体的に ※14 頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。)

(2) 並行在来線には、快速列車(主要駅のみ停車)が必要だとお考えですか。

- ① 必要である
- ② 必要でない

(3) 「① 必要である」とお答えの方にお聞きします。

⇒(「② 必要でない」とお答えの方は、問 15 に進んでください。)

快速列車の運行区間について、お聞きします。お考えに近いものを 1 つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- |  |            |
|--|------------|
| ① 敦賀 - 富山間                               | ② 敦賀 - 金沢間 |
| ③ 敦賀 - あわら温泉間                            | ④ 敦賀 - 福井間 |
| ⑤ その他(具体的に ※14 頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。) |            |

## 回 答 欄

問 13 新幹線駅		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
(1)	福井駅	①				
(2)	南越駅(仮称)	①				
(3)	敦賀駅	①				

問 14 並行在来線		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
(1)	運行内容	①				
(2)	快速列車の 必要性	①				
(3)	快速列車の 運行区間	①				

問 15. 鯖江市と隣接する福井市、越前市、越前町を結ぶ公共交通として、接続できるとよいと思われる施設を2つまで選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① ふくい健康の森（福井市）
- ② 一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）
- ③ サンドーム福井（鯖江市、越前市）
- ④ 福井総合植物園プラントピア（越前町）
- ⑤ 越前陶芸公園（越前町）
- ⑥ 丹南総合公園（越前市）
- ⑦ 越前和紙の里（越前市）
- ⑧ その他（具体的に ※14 頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。）

問 16. 鯖江市内では、現在つつじバス 12 路線を運行しています。つつじバスを乗り継ぐ場所として、適していると思われるところを2つまで選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① JR 鯖江駅
- ② JR 北鯖江駅
- ③ 福武線西鯖江駅
- ④ 福武線神明駅
- ⑤ 福武線水落駅
- ⑥ 西山公園
- ⑦ 本町周辺
- ⑧ 複数の路線のルートが重複する区間の店舗やコンビニなど
- ⑨ その他（具体的に ※14 頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。）

問 17. 平成 25 年度のつつじバスは 12 路線 74 便で運行し、年間の利用者数は約 19 万 5 千人で、運行経費は約 7 千 1 百万円でした。（内訳は、運賃・広告収入が約 1 千万円、国・県の補助金が約 2 千 3 百万円、市負担額が約 3 千 8 百万円です。）

そこで、つつじバスの運行についてお聞きします。お考えに近いものを1つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① バス停や路線の見直しによって運行経費を抑制すべき
- ② 運賃の値上げ等によって収益を増やすべき
- ③ 高齢者や障がい者の交通手段として重要なので、必要な経費を投入すべき
- ④ 運行経費が今より高くなっても運行本数や路線を増やして、より便利にすべき
- ⑤ その他（具体的に ※14 頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。）

### 回 答 欄

		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
問 15	市周辺の 観光施設	① ②				
問 16	乗継場所	① ③				
問 17	つつじバス の運行	①				

問 18. バスの運行方式として、「デマンド方式」について、お聞きします。お考えに近いものを1つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

※「デマンド方式」とは、利用者の事前予約があった時のみ運行する方式で、つつじバス「歴史の道線」に導入しています。運行ダイヤを定め、利用区間だけを直行運行します。(途中のバス停には止まりません。)事前予約の締切は、前日の午後5時です。

- ① 利用のある区間だけを運行するので、利用者のいない便や区間の運行を削減できる
- ② 予約の締切があるため、急な外出に使えない
- ③ 事前予約の手続きが必要になるため、利用をためらってしまう
- ④ その他(具体的に ※14頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。)

問 19. 鯖江市では、高齢者による交通事故を減らすため、運転免許の自主返納を推奨しています。65歳以上で運転免許を返納された方には、つつじバスの利用者無料証を交付するほか、交通災害共済の掛金や住民基本台帳カードの交付手数料(未交付者に限る)を市が全額負担しています。

あなたは、免許を返納するお考えはありますか。お考えに近いものを1つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① すでに返納した
- ② 免許を返納してもよい
- ③ 免許を返納するつもりはない
- ④ 今は返納するつもりはないが、将来は返納してもよい
- ⑤ 免許を持っていない
- ⑥ わからない

問 20. 鯖江市民の皆さんや鯖江市を訪れた方々が便利で快適に移動できるようにするための交通施策についてお聞きします。特に重要と思われるものを1つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① 東京や大阪など大都市圏を結ぶ交通の機能を強化する
- ② JRや福井鉄道福武線など福井市や越前市を結ぶ鉄道の機能を強化する
- ③ 市内の各地域を快適で便利に結ぶように、つつじバスの機能を強化する
- ④ 高齢者や障がい者が安心して利用できるように、きめこまかいサービスを強化する
- ⑤ その他(具体的に ※14頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。)

### 回 答 欄

		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
問 18	デマンド 方式	①				
問 19	免許返納	①				
問 20	交通施策	①				

問 21. 公共交通は、今後人口減少社会において、純粋な交通手段としてだけでなく、まちのにぎわいづくりなどに不可欠なものとされています。あなたは、日常の移動において、自家用車から公共交通に転換することは可能ですか。お考えに近いものを1つ選んで、回答欄に番号を記入してください。

- ① 週に1日程度なら可能
- ② 月に1、2回程度なら可能
- ③ 自家用車の利用が不便なときに利用
- ④ 公共交通への転換はむずかしい
- ⑤ 自家用車は利用していない
- ⑥ その他（具体的に ※14 頁の自由意見欄に記入していただいても構いません。）

		記入例	宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)
問 21	公共交通 への転換	①				

<自由意見>

公共交通を維持、継続していくには、地域の市民の皆さんが支え、利用することが重要です。便利で快適に使える公共交通にするために改善すべき点、また、地域の市民の皆さんにもっと乗っていただけるようにするために必要なことについて、お考えをお聞かせください。（問 14 以降の「その他」の記入欄としても使用してください。）

宛名のご本人	回答者2 (家 族)	回答者3 (家 族)	回答者4 (家 族)

アンケートのご協力ありがとうございました。

(2) 高校生通学ルート調査

## 鯖江市内高校生通学ルート調査

この通学ルート調査は、現在、鯖江市が取り組んでいる「鯖江市地域公共交通網形成計画」（鯖江市の公共交通に関する計画）の基礎資料とするため、市内の高校に通学する生徒を対象に実施するものです。皆さんの通学環境の改善のために使用しますので、ご協力をお願いします。

(1) あなたの自宅の住所（※番地は不要です）

(記入例)

鯖江市御幸町3丁目

(2) あなたの自宅から学校までの通学ルート（※記入例を参考に記入してください）

通常時の他、雨天時や冬期、テスト期間、部活などで通学ルートが変わる場合は、その状況を選択して、具体的な通学ルートを記入してください。記入欄は、通常時の他、2箇所あります。

公共交通の利用や乗継のための待ち時間がある場合は、それも記入してください。

(記入例)

		区 間		交通手段	所要時間	
登 校 時	①	自 宅	から 鳥羽中駅	自転車	(出発時刻) 7:30	
					5分	
	②		から	待ち時間		5分
	③	鳥羽中駅	から サントーム西駅	電車		10分
	④	サントーム西駅	から 学校	徒歩		10分
	⑤		から			計 30分

(通常時)

		区 間		交通手段	所要時間	
登 校 時	①	自 宅	から		(出発時刻)	分
						分
	②		から			分
	③		から			分
	④		から			分
	⑤		から			計 分

		区 間		交通手段	所要時間	
下 校 時	①	学 校	から		(出発時刻)	分
						分
	②		から			分
	③		から			分
	④		から			分
	⑤		から			計 分

(裏面に続きます)

